

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 170 「金融商品の時価等の開示について」

今回は、平成 20 年（平成 23 年最終改正）に公表されました、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」に示されている金融商品の時価等の開示についてご説明致します。

【概要】

金融取引を巡る環境が変化する中で、金融商品の時価情報に対するニーズが拡大していること等を踏まえて、金融商品についてその状況やその時価等に関する事項の開示の充実を図るために、金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項を注記することとされています。ただし、重要性が乏しいものは注記を省略することができ、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しません。

【注記事項】

1. 金融商品の状況に関する事項(本会計基準第 40-2 項(1)、本適用指針第 3 項)
 - (1)金融商品に対する取組方針
 - (2)金融商品の内容及びそのリスク
 - (3)金融商品に係るリスク管理体制
 - (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

2. 金融商品の時価等に関する事項(本会計基準第 40-2 項(2)、本適用指針第 4 項及び第 5 項)
 - (1)原則として、金融商品に関する貸借対照表の科目ごとに、貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額並びに当該時価の算定方法を注記する。
 - (2)有価証券については、(1)に加えて、保有目的ごとに定める事項、保有目的の変更に関する事項及び減損処理に関する事項を注記する。
 - (3)デリバティブ取引でヘッジ会計が適用されているものについては、(1)に加えて、取引の対象物の種類（通貨、金利、株式、債券及び商品等）ごとに、契約額、時価及び時価の算定方法を注記する。ヘッジ会計が適用されていないものについては、(1)に加えて、取

引の対象物の種類（通貨、金利、株式、債券及び商品等）ごとに、契約額、時価及び時価の算定方法、評価損益を注記する。

(4)金銭債権及び満期がある有価証券(ただし、売買目的有価証券を除く。)については、償還予定額の合計額を一定の期間に区分した金額を注記する。

(5)社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債については、返済予定額の合計額を一定の期間に区分した金額を注記する。

(6)金銭債務については、貸借対照表日における時価の開示((1)参照)に加えて、約定金利に金利水準の変動のみを反映した利子率で割り引いた金銭債務の金額又は無リスクの利子率で割り引いた金銭債務の金額のいずれかを開示することができる。ただし、この場合には、当該金額の算定方法及び時価との差額についての適切な補足説明を行う。

上記について、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を注記していない金融商品については、当該金融商品の概要、貸借対照表計上額及びその理由を注記します。

なお、金融商品の時価等の開示については、「現在開発中の会計基準に関する今後の計画」の改訂(平成 30 年 12 月 ASBJ 公表)においても示されているように、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、IFRS 第 13 号「公正価値測定」を踏まえた検討が行われており、今後の動向に留意が必要です。